

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>当市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。 ・非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 ・産前産後期間に届出書により、保険税の軽減を行う。 ・賦課額についての債権管理を行い、納期限までに納税がなければ滞納整理業務を実施する。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム 収滞納システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合(国保集約)システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険資格ファイル (2) 国民健康保険給付ファイル (3) 国民健康保険税賦課ファイル (4) 国民健康保険税収滞納ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

1. 番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項
〈オンライン資格確認の準備業務〉
 - ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六條の四において準用する介護保険法第三十六條第一項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。)、第三十八條第一項又は第四十一條第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項) <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(45の項) <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 健康保険課、財政部 債権管理課
②所属長の役職名	健康保険課長 債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 市民部健康保険課、財政部 債権管理課 住所: 千285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 健康保険課 043-484-6604 債権管理課 043-484-6116

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム 収滞納システム	国民健康保険システム 収滞納システム	事前	
平成29年6月8日	I 3法令上の根拠	・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	・別表第一省令第24条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号	事後	
平成29年6月8日	I 4②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠):第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第2号第3号第4号第5号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項 (別表第二省令における情報照会の根拠):第20条、第25条、第26条	(別表第二省令における情報提供の根拠):第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第4号第5号第6号第7号第8号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第4号第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1号第3号第4号第5号第6号第7号第二項、第49条第2号ハ、第59条の3第3号イ (別表第二省令における情報照会の根拠):第20条第8号、第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成29年6月8日	I 5②所属長	所属長 健康保険課 鈴木 公雄	所属長 健康保険課 宮本 和宏	事後	
平成30年3月1日	I 4②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項)	第三欄(情報提供者)が「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律(法令)による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、119の項)	事後	
平成30年3月1日	I 4②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠):第1条第1号第2号イ、第2条第3号第4号イ第6号イ第9号イ第10号イ第16号イ、第3条第3号第4号イ第6号イ第7号第8号イ第9号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第4号第5号第6号第7号第8号、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第25条第3号イ第7号口第8号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第4号第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1号第3号第4号第5号第6号第7号第二項、第49条第2号ハ、第59条の3第3号イ	(別表第二省令における情報提供の根拠):第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第9号イ、第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第59条の3第3号イ	事後	
平成31年3月29日	II 1いつの時点の計数か	平成28年11月30日	平成30年10月31日	事後	
平成31年3月29日	I 5②所属長	健康保険課 宮本 和宏 収税課 木原 一彦	健康保険課長 収税課長	事後	
平成31年3月29日	I 4②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項	(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項	事後	
平成31年3月29日	I 4②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠):第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第9号イ、第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第59条の3第3号イ	(別表第二省令における情報提供の根拠):第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号第5号イ第8号イ第10号イ第11号イ第17号イ、第3条第5号第6号イ第9号イ第10号第11号イ第12号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第1号第3号第5号第6号第7号第8号第9号、第8条、第12条の3第1号、第15条第1号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第20条第9号イ、第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、第24条の2第3号イ第4号イ第5号第8号イ第9号イ、第25条第3号イ第4号第5号第7号口第8号イ、第31条の2第4号イ第5号イ第6号第9号イ第10号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号イ第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号、第46条第1号イ第2号第3号第4号第5号第6号第7号第2項、第49条第2号イ、第53条第1号イ第2号イ第5号イ、第59条の3第3号イ	事後	
令和2年1月27日	II しきい値判断、いつの時点	平成30年10月31日	令和元年10月31日	事前	
令和2年4月1日	I 5②所属長	健康保険課長 収税課長	健康保険課長 債権管理課長	事後	
令和3年1月28日	II しきい値判断、いつの時点	令和元年10月31日	令和2年10月31日	事後	
令和3年1月28日	I 4②(別表第二における情報提供の根拠)	(1、2、3…80、87、93の項)	(1、2、3…80、87、93、120の項)	事後	
令和3年1月28日	I 4②(別表第二における情報提供の根拠)	(17、22、88、97、106、119の項)	(17、22、88、97、106の項)	事後	
令和3年1月28日	I 4②(別表第二省令における情報提供の根拠)	…第22条の2第2号イ第3号第4号第8号第9号、	…第22条の2第2号第3号イ第4号第8号、	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月28日	I 1②事務の概要、3、個人番号の利用、4、情報提供ネットワークによる情報連携		<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 追記		
令和3年12月27日	II しい値判断、いつの時点	令和2年10月31日	令和3年10月31日	事後	
令和4年1月14日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年1月14日	3、個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)	削除	事後	
令和4年1月14日	4、情報提供ネットワークシステムによる連携	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第1号第2号イ、第2条第3号イ第4号	削除	事後	
令和4年1月14日	4、情報提供ネットワークシステムによる連携	(別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条第8号、第25条、第25条の2、第26	削除	事後	
令和5年2月6日	II 1いつの時点の計数か	令和3年10月31日	令和4年10月31日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年12月27日	I 1. ② 事務の概要	(事務の概要)に追加	・産前産後期間に届出書により、保険税の軽減を行う。	事前	新制度をマイナポータルにて受付開始
令和5年12月27日	I 1. ③ システムの名称	(システムの名称)に追加	サービス検索・電子申請機能	事前	同上
令和6年2月13日	II. 1いつの時点の計数か	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	II. 2いつの時点の計数か	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月13日	III リスク対策 8. 監査	自己点検○	内部監査○	事後	重要な変更当たらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない